

紹介サービス手数料の返還について

就職者が、本人の事由により、勤務開始後 3 ヶ月満了前に雇用契約が終了した場合には、終了迄の期間に応じて、一定割合の手数料及び消費税相当額を返却します。

・1 ヶ月以内の退職： 10割返却

・2 ヶ月未満の退職： 8割返却

・3 ヶ月未満の退職： 5割返却

就職先の事由により、退職するに至った場合は、受領した手数料及び消費税相当額は返還しません。

なお、当該退職が手数料支払い前であったとしても、就職先の支払責務は消滅しません。

西日本高速道路ビジネスサポート株式会社